

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)の一部改定案について

平成30年8月
関東運輸局海事振興部旅客課

1. 指定区間について

海上運送法(以下「法」という。)では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条第1号から第5号のほか、第6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通省大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し、公示していますが、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

3. 「審査基準(サービス基準)」改定案の内容及び理由

(内容については、添付の「審査基準(サービス基準)の改定内容(案)」をご参照ください。

新島大島(東京都)のうち

- ・二地点間:野伏漁港又は式根島港と新島のいずれかの港との間
- ・改訂の内容:運航日程について「使用船舶の定期的整備・検査に要する期間はこの限りではない。」を追加する。
- ・改訂の理由:使用船舶の定期的整備・検査に要する期間に予備船舶の確保が困難なため

4. 改定施行予定

平成30年10月

指定区間サービス基準一覧表(抜粋)

(別添)

審査基準(サービス基準)の改定内容(案)

【改定案】

番号	名称	関係 都道府県	区 間	サービス基準			
				運航 日程	運航 回数	始発 時刻	最低輸送能力
021	新島大島	東京都	利島港と元町港、岡田港又は波浮港との間	毎日	1/日	設定せず	設定せず
			新島のいずれかの港と元町港、岡田港又は波浮港との間				
			野伏漁港又は式根島港と元町港、岡田港又は波浮港との間				
			神津島港又は三浦漁港と元町港、岡田港又は波浮港との間				
			野伏漁港又は式根島港と新島のいずれかの港との間	毎日	2/日	設定せず	設定せず
使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。							

【現行】

番号	名称	関係 都道府県	二地点間	サービス基準			
				運行 日程	運行 回数	始発時刻	最低輸送能力
021	新島大島	東京都	利島港と元町港、岡田港又は波浮港との間	毎日	1/日	設定せず	設定せず
			新島のいずれかの港と元町港、岡田港又は波浮港との間				
			野伏漁港又は式根島港と元町港、岡田港又は波浮港との間				
			神津島港又は三浦漁港と元町港、岡田港又は波浮港との間				
			野伏漁港又は式根島港と新島のいずれかの港との間	2/日			